

“キラまち事業” 実施要項

(キラリと輝るまちづくりアシスト事業)

1. 目的

町内各区・地域が自主的に地域課題や生活課題をテーマに学習や行事を行うことができるよう、様々な知識や技能を持った講師等の派遣や必要物品の貸し出し等を行うことにより地域活動の活性化を図り、地域住民による生涯学習のまちづくりを推進する。

2. 実施主体

砥部町教育委員会 社会教育課

3. 利用できる団体

町内各行政区、合同地域、各区民等により構成された団体

4. 利用できる学習会・行事等

- (1) 定例的に招いている講師への謝礼の補填を目的とした学習会ではないこと。
- (2) 政治活動、宗教活動、営利を目的とするものではないこと。
- (3) 下記「学習活動等の範囲」によるものとする。

「学習活動等の範囲」

種類	具体例
生活伝承文化に関するもの	郷土料理、民間伝承
健康増進に関するもの	健康相談、健康管理、食生活、レクリエーション、スポーツ、ニュースポーツ
一般教養に関するもの	時事問題、家庭教育、教育問題、生涯学習、高齢者の役割、生きがい、日常の法律、福祉関係、民話、昔話、歴史、郷土史、国際交流
生活趣味に関するもの	茶道、生花、作法、山野草、植物観察、野鳥観察、園芸、盆栽、水石、文芸、手芸、陶芸、合唱、演奏、詩吟、民謡、パソコン
ボランティアに関するもの その他	ボランティア活動、子ども会指導、三世代交流、福祉施設慰問指導、学校教育における地域学習や特別活動での補助活動、少年文化サークル指導

5. 利用方法

- (1) この事業を希望する団体の代表者は、事前に砥部町教育委員会社会教育課社会教育係に申し出るものとする。
- (2) 社会教育係において申し出の内容等を審査し、これを適当と認めたときは、団体の代表者へ連絡するものとする。

6. 開催会場

- (1) 各区公民館、集会所、学校、その他地域内の活動場所。
- (2) 会場の確保、参加者への連絡および準備については、利用者が行うものとする。

7. 費用の負担

- (1) 学習会等における講師料は、町が負担する。
- (2) その他、学習会等開催に必要な費用については、利用者の負担とする。

8. 物品の貸し出し

物品の貸し出しは、町が現に所有している物で、公務に支障のない範囲で行う。